

【悪臭】に係る届出の種類一覧表

	届出を必要とする場合	届出時期	法令の条文	届出様式	添付書類
1	指定地域内における工事又は事業場に、特定施設を設置しようとする場合	設置工事開始の30日以前	条例対象施設 (県条例第43条第1項)	特定施設等設置等届 (様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> ・付近の見取図 ・施設の配置・構造図(カタログ等) ・建物の配置・構造図 ・作業工程表
2	1の届出における施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している場合 (工事中のものを含む)	指定地域となった日、または特定施設等となった日から30日以内	条例対象施設 (県条例第43条第2項)	特定施設等設置等届 (様式第8号)	同上
3	1または2の届出を行った特定施設の種類の数、及び振動防止の方法等を変更しようとする場合	変更に係る工事開始の30日前	条例対象施設 (県条例第44条)	特定施設等変更届 (様式第9号)	同上
4	①. 届出を行った者の氏名、及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場、事業場の名称及び所在地の変更があった場合 ②. 特定施設を全て廃止した場合	変更または廃止した日から30日以内	条例対象施設 (県条例第47条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ①氏名等変更届 (様式第5号) ②使用等廃止届 (様式第6号) 	—
5	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によってその届出に係る特定施設を承継した場合	承継があった日から30日以内	条例対象施設 (県条例第43条)	承継届 (様式第7号)	—